

平成 29 年（2017 年）8 月 25 日

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、海洋政策）	江 崎 鐵 磨 殿
消費者庁長官	岡 村 和 美 殿
消費者委員会委員長	河 上 正 二 殿
内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会座長	山 本 敬 三 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏（京都産業大学法務研究科教授）

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529
番地ヒロセビル4階

電 話 075-211-5920

F A X 075-746-5207

消費者契約法の見直しに関する意見

当 NPO 法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成 19 年 12 月 25 日に消費者契約法 13 条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

消費者契約法の見直しに関し、以下のとおり意見を申し述べる。

第1 意見の趣旨

今回の法改正において、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」という規定を絶対に導入すべきである。

第2 意見の理由

1. 平成29年8月4日付で公表された消費者契約法専門調査会報告書（以下、「報告書」という。）においては、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型（法第4条第3項）として、靈感商法や恋愛商法等を規制する規定新設の提案がなされている。

しかし、これらの提案は、事業者が消費者の合理的な判断ができない事情を作出ないし増幅させ、その状況を不当に利用して契約を締結させる不当勧誘行為を問題とした規定である。したがって、事業者が作出したものではない消費者の合理的な判断ができない事情を不当に利用して契約を締結させる不当勧誘行為（いわゆる非作出型のつけこみ型不当勧誘行為）に対しては、十分な手当がなされていない。この点において、報告書の提案は絶対的に不十分であり、看過できない重大な問題があるといえる。

2. この点、高齢化の進展に対する対応は、内閣総理大臣の諮問や2016年（平成28年）の法改正の際の衆議院の附帯決議で特に指摘されているように、今回の改正における最も重要かつ必須の事項である。

特に、判断力の不足等を不当に利用する勧誘は最も典型的な高齢消費者被害であり、救済の必要性がきわめて高い。認知症等により事理弁識能力の不十分な高齢者の率は年々増加しており¹、このような合理的な判断ができない状況にある高齢者を狙った消費者被害は高止まりしている。このような現況からすると、高齢者の消費者被害の防止、救済のための法改正は、もはや一刻の猶予もない状況といえる。

また、知識・経験が不足している若年者事案に対する対策についても、仮に臨時国会において民法の成年年齢引下げが現実化すれば、知識・経験の不足により合理的な判断ができない若年者を狙った消費者被害が急増するものと考えられ、その対策は急務である。内閣府消費者委員会の成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書（2017年1月10日）においても、成年年齢引き下げについての「望ましい対応策」として「事業者が若年成人の知識、経験不足等の合理的な判断をすることができない事情に乗じることにより締結させた、当該若年成人にとって合理性・必要性を欠く消費者契約を取り消すことができる制度の検討」の提案がなされている。

平成29年8月8日付消費者委員会の答申中の「付言」においても、「特に早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題とされた事項」として、「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる『つけ込み型』勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権」

¹ 全国の65歳以上の高齢者の認知症有病率推定値は15%（総数約462万人：平成24年時点）、正常でも認知症でもない中間状態の者（Mild Cognitive Impairment, 以下「MCI」という。）の有病率推定値は13%（総数約400万人：平成24年時点）と言われている（平成26年12月19日「認知症施策の現状」厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室作成資料より抜粋）。

を設けることが挙げられている。

このように、高齢者、若年者に対する消費者被害の防止、救済が喫緊の課題であることからすれば、今回の改正において、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」といった規定を絶対に導入すべきである。

3. なお、上記規定を設けることのほか、規定案で提案されている案は全て実現すべきである。

さらに、以下の点を実現すべきである。

- ① 消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条項（新民法第548条の2以下の「定型約款」を含む。）をあらかじめ認識できるよう努めるとの規定を設けるべきである。
- ② 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」等が含まれるものとすべきである。
- ③ 消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」の立証責任は、事業者が負うことを明文化すべきである。
- ④ 契約解除後に履行期が到来する役務等の逸失利益が「平均的な損害」に含まれないとの規律を設けるべきである。

以上